

日野町国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月

滋賀県日野町

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 地域特性

- 1 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 町内および周辺の被害を及ぼす活断層等・・・・・・・・・・ 4
- 3 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝・・ 6
- 5 製造業を中心とする内陸工業地・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・ 7
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価・・ 10
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 施策分野別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 21
- 別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧 40
- 別紙3 施策分野別事業一覧 42

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国において、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成25年（2013年）12月に公布・施行され、平成26年（2014年）6月「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年（2023年）6月に法改正が行われ、同7月に新たな国基本計画が閣議決定されました。

一方、地方の取組については、基本法第13条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされており、滋賀県では平成28年（2016年）12月に「滋賀県国土強靱化地域計画 ～強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画～（以下「県地域計画」という。）」を策定、令和2年（2020年）6月に同計画を改定し、対策に取り組んでこられました。

本町においても、令和2年（2020年）6月に「日野町国土強靱化地域計画」（以下「町地域計画」という。）を策定し、対策に取り組んできました。

また、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が本町をはじめ全国各地で現れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まると予測されており、町民や事業者等多様な主体と連携していく必要があります。

近年では強力な台風や局地的な大雨、竜巻等による被害が実際に発生しており、風水害や近い将来発生の可能性があるとされる「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害への対応が喫緊の課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

本町においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが必要であることから、近年全国で相次ぐ豪雨災害や地震災害等の教訓も踏まえ、町地域計画を策定することとしました。

今後、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを進めるものとします。

2 基本的な考え方

(1) 町地域計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、町地域計画は国・県基本計画と調和が保たれたものとします。

(2) 町地域計画の対象とするリスク

町地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

町地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護が最大限図られること② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること③ 住民の財産および公共施設に係る被害の最小化④ 迅速な復旧復興 |
|--|

(4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(5) 計画期間

地域計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

第2章 地域特性

1 地 勢

(1) 地形

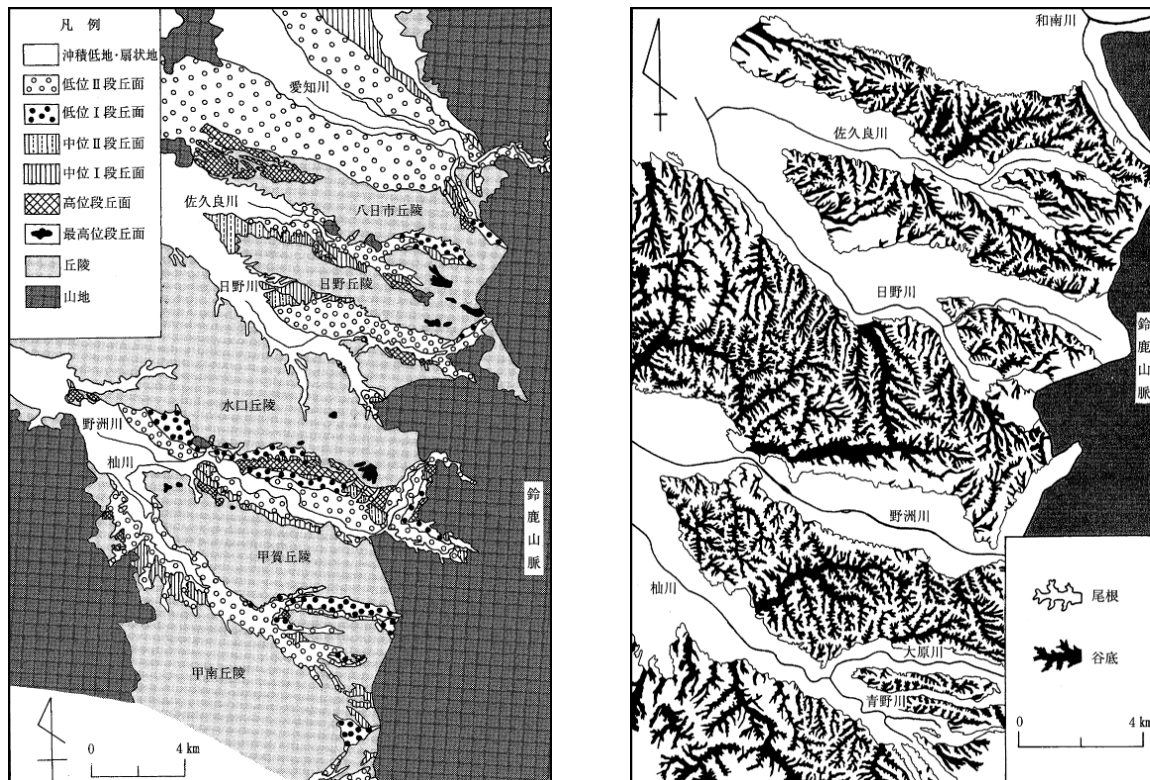
日野町は、滋賀県の南東部にある蒲生郡に属している。北と西は東近江市に、南と東は甲賀市に山地を隔てて接している。南北は約12.3km、東西は約14.5km、面積は117.60km²です。

川と丘陵地の多い地形で、鈴鹿山脈から町の中央部を西流する日野川水系により形成された沖積低地によって、大きく北部地域、中央低地、南部地域の3つに分かれています。

北部地域は竜王山を水源とする佐久良川が日野丘陵と布引丘陵の間を流れ、谷底低地（河沿いの狭小な平野）には集落が点在しています。丘陵地の先端部は、起伏量が小さく、交通条件にも比較的恵まれているため、工業団地、住宅団地等が開発されています。

中央低地は、綿向山を水源とし日野丘陵と水口丘陵の間を流れる日野川水系によって形成された砂礫台地には本町の中心市街地が形成され、扇状地性低地には集落が立地しています。

南部地域のほとんどは水口丘陵で、丘陵と丘陵の間を日野川水系が流れ、谷底低地に集落が点在しています。日野川水系の迫谷川・砂川流域には扇状地性低地、南砂川・北砂川流域には砂礫台地が発達しています。



〔日野町周辺の地形分類と谷系図〕

(2) 地質

地質についてみると、町の東部を占める鈴鹿山脈の綿向山麓の地質は、約2～3億年に海底に堆積した地層である古生層からなっています。

町の大半を占める丘陵地の地質は、第3紀古琵琶湖層と呼ばれ、古い琵琶湖に堆積

した砂や泥からなる地層です。

日野川・佐久良川の兩岸の地質は、古琵琶湖層の上にそれぞれの川によって運ばれた砂や土が堆積してできた沖積層から形成されています。

2 町内および周辺の被害を及ぼす活断層等

滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

そのような中で、本町の過去の大規模地震から考察される地震災害特性および滋賀県地震被害想定結果(平成 26 年)から、本町における被害規模が大きいと想定される地震は、鈴鹿西縁断層帯及び南海トラフ巨大地震です。鈴鹿西縁断層帯地震による町域の被害は最大で死者は31 人、負傷者 390人、建物全壊が512 棟となる想定をしています。

活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。

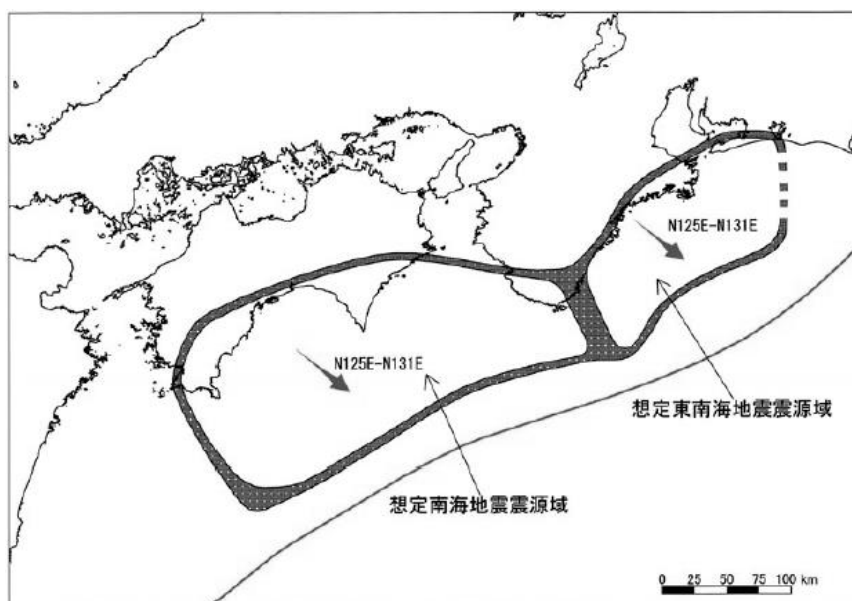
日野町等に被害を及ぼした過去の大規模地震から本町の地震災害特性として、①本町に被害を及ぼした既往地震は、内陸型地震が多い。②滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも活断層分布密度の最も高い地帯で湖西、湖北に著名な活断層が見られる。③本町は、活断層による内陸直下型地震に対する警戒が必要である。という3点が挙げられます。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、日野町も南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。



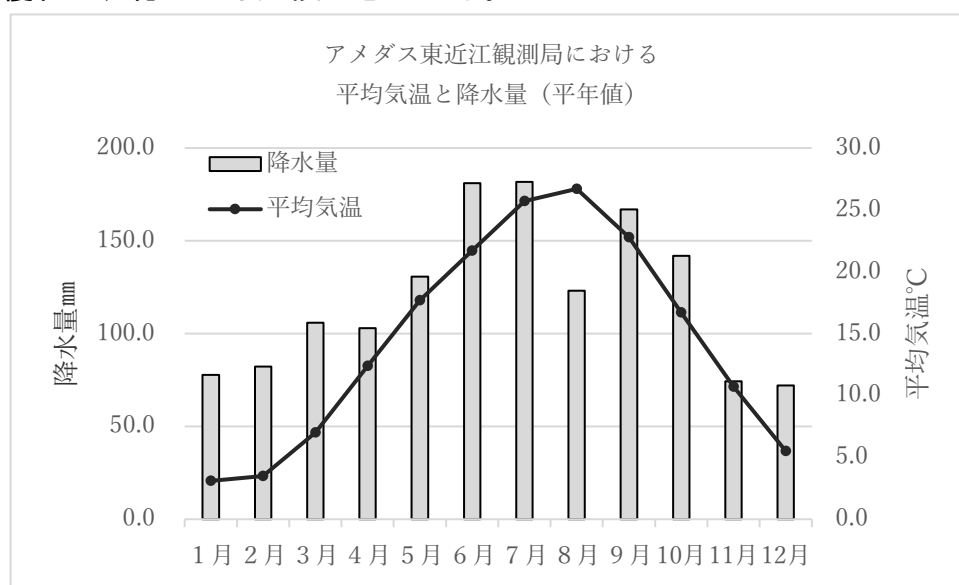
[鈴鹿西縁断層帯の概略位置図]

[南海トラフ巨大地震の震源域]



3 気象

本町は、温暖な瀬戸内気候に属するものの、琵琶湖沿岸の平坦な地域と比較して気温は若干低く、アメダス東近江の平年値（統計期間1991～2020年）によると、年平均気温は14.5℃で、月別で見ると平均気温が最も高くなるのが8月で26.7℃、最も低くなるのが1月で3.1℃である。また、降水量は県下では少ないほうであり、年降水量の平年値は1440.5mmで、やや内陸性の気候といえる。月別で見ると、6～7月の梅雨期と9～10月の台風期に多い。冬季には10～30 cm程度の降雪も見られるが、春季には移動性高気圧に覆われ、穏やかな天候に恵まれる。



[東近江地域気象観測所における平均気温と降水量（平年値）]

[東近江地域気象観測所における平年値]

項 目	平年値	統計期間	資料年数
降水量	1440.5mm	1991～2020	30
平均気温	14.5℃	1991～2020	30
日最高気温	19.8℃	1991～2020	30
日最低気温	9.8℃	1991～2020	30
平均風速	1.8m/s	1991～2020	30
日照時間	1781.3時間	1991～2020	24

資料：気象庁HP

4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

主要道路は、南北に国道307号、日野水口グリーンバイパスが縦断し、東西には国道477号が横断しており、名神高速道路や新名神高速道路をはじめ国道1号、国道8号、名阪国道にも近いなど、幹線道路面では恵まれており、自動車があれば比較的便利な場所に位置しています。

公共交通機関は、町内に近江鉄道とバス路線があり、JR近江八幡駅やJR草津線貴生川駅へアクセスするための手段となっています。しかし、これら公共交通機関は、モータリゼーションの影響による利用客の減少や運転手不足、これに伴う便数の減少など、住民の日常交通の不便さが課題となっています。

こうした道路網・鉄道網等が寸断されれば、町民の生活に大きな影響を与えるとともに、町全体の経済活動等の停滞を招くことにもなります。

5 製造業を中心とする内陸工業地

古くから肥沃な土地を生かした米所として知られ、特に日野米に代表される良質米を生産してきました。また広大な土地を利用して酪農が盛んに行われ、牛乳の生産では県下の生産量を誇ってきましたが、近年では衰退してきました。

本町の産業構造の推移については、第1次産業の割合が減少し、第3次産業である小売業やサービス業の従事者の割合が増加しています。

また、工業面にも大きな力が注がれ、製薬などの伝統的な地場産業や中小企業の振興を図ることはもちろん、工業団地においては先端技術産業など優良企業の立地が進んでいます。経年推移をみても、従業員数、製造出荷額等は、増加傾向にあります。

一方、商業では、町全体として消費行動の変化、近隣市町への購買力の流出など、中心商店街をはじめとして「まちのにぎわい」や活力が低下してきており、経年推移をみても、商店数、従業員数、商品販売額ともに、平成14年以降減少傾向にあります。

これらの町内の商工業が大規模災害により被災した場合、町内経済に大きな影響を与えることが懸念されます。

第3章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 町民生活・経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば町に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①行政機能／消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

[横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本町の実情に応じて39の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	(1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	(3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	(4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	(5) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(3)	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
		(5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(6)	被災地における感染症等の大規模発生
		(7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		(2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		(3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		(4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		(6)	食料等の安定供給の停滞
		(7)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		(2) 上水道の長期間にわたる供給停止
		(3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		(4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		(5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	(1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
		(3) ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		(4) 有害物質等の大規模拡散・流出による町土の荒廃
		(5) 農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		(3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		(4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

※サプライチェーン…原料から製品やサービス消費者の手に届くまでの、経済のつながり

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、別紙2のとおり12の重要業績指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

町地域計画では、39の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に幅広く対応できる施策について、次のとおり49の施策のうち12の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／消防等】

＜行政機能＞

（防災センターの活用促進）

- 防災に関する知識の普及および災害発生時における災害応急活動の拠点等とし、防災に関する会議や研修会の場として提供するとともに、飲料水や食料、生活必需品、災害時応急資機材等の備蓄や保管等において活用を図ります。

（行政情報基盤の防災機能の強化）

- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（グループウェア、ファイルサーバ等）が利用できなくなるリスクを軽減するため、ネットワーク環境の冗長化を進めます。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

- 町の防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール配信）を用いた防災訓練を定期的に実施します。
- 通信機器保守業者と非常時の連絡体制を確認し、連絡手段を確保できるよう体制の整備を図ります。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）☆

- 防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール配信）等の情報通信手段の多重化・多様化に努めます。
- 防災アプリ、防災メール配信システムの登録率を高めます。
- 情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進すると

もに、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。

- 住民等への主な情報伝達手段である町のホームページを平素から利用していただけるよう充実させ、有事の際の迅速かつ効果的な情報発信につなげます。
- 発災時の防災拠点や避難所などの電力・通信手段確保のため、電力会社・通信事業者等関係機関が連携し、効果的かつ迅速に対策を実施するための連携体制の整備を図ります。

（業務継続に必要な体制の整備）

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。
- 業務継続計画（BCP）を策定し、地域防災計画への反映を行い、業務継続体制の充実を図る。

（関係行政機関等との連携体制の整備）

- 国、県、社会福祉協議会、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備や強化を図ります。

（要配慮者対策の推進）

- 災害発生時における要支援者の避難のための要支援者名簿について定期的に更新を行い、実効性ある避難行動につながるよう努めます。
- 土砂災害警戒区域の福祉避難所の避難確保計画を策定されるよう支援します。また、避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携します。
- 指定避難所および福祉避難所において要配慮者の良好な生活環境が確保されるよう、取組を推進します。

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。

（非常用物資の備蓄促進）

- 災害発生時に備え、地域防災計画に基づき、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、災害発生時に確実に物資を提供できるよう、災害時応援協定を締結するなど民間事業者等と連携し物資輸送体制の構築と実効的な体制の整備に努めます。

（被災者の生活再建支援）

- 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援することにより、住民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指します。

（業務継続に必要な体制の整備）

- 業務継続に必要な体制を検討し、災害対策本部体制を適宜見直します。

《消防等》

（消防人材・消防団員等の育成・確保）

- 自治会や自主防災組織の活動支援を進めることにより、消防団員の確保を図るとともに、消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図ります。

【住宅・都市】

（中心市街地へのアクセスの向上）

- 災害時における地域連携の強化や住民生活の利便性向上を図るために、各集落を結ぶ環状ルートや各集落から中心市街地へのアクセスの向上を図ります。

（住宅・建築物の耐震対策）

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図ります。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物（ホテル、店舗等）や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図り、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します。
- 地震発生時における被害を軽減するため、多数の町民等が利用・参集する公共施設の改修または建て替え等の整備を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、メディアやリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、補助制度等の情報提供や相談対応を推進します。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について除却や改修等にかかる補助制度の整備を図ります。
- 大規模地震における盛土造成地の宅地被害を防ぐため、国、県と連携し、宅地の耐震化を推進します。

（空き家対策）

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家等の利活用により、空家等を生じさせない取組をし、危険な空家等については所有者へ啓発等を行い、総合的な空き家対策を推進します。

（緑地・オープンスペースの確保）

- 都市の防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、空地等の緑化による緑地やオープンスペース（公園、街路等）の確保を図ります。
- 都市の防災機能を強化させるため、速やかな避難や救助を可能にする通路機能や火災

などの延焼の拡大を遮断するなど災害遮断機能にもなる都市計画道路の整備を進めます。

- 避難場所としての公園・緑地等の整備を進めます。
- 防災拠点となる公園において、浸水対策としての地盤嵩上等による防災機能の強化を進めます。

（上水道の防災対策の推進）

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の災害状況等を踏まえ、新たに浸水対策や停電対策の強化の検討を進めます。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道事業継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

（下水道施設の防災対策の推進）

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、町民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、主要管路のほとんどは耐震化が一定達成できていますが、その他の管路についても耐震設計を行います。また、老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。
- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）に基づき実効性を確保するとともに、県と連携して、BCP 計画に従った訓練を実施し、有事に備えます。

（文化財の保護）

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等に向けた取組を進めます。
- 災害時における被害状況の収集のため、各地の有形無形文化財の調査・記録を推進します。

【保健医療・福祉】

（災害医療体制の充実）

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 災害派遣活動に必要な保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築に努めます。また、県との連携をより強化し、医療連携体制の構築を進めていきます。

（感染症の発生・蔓延防止）

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、防疫活動、保健活動を実施します。

（福祉施設の機能強化）

- 高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、利用時にその安全が確保されるよう、一層の耐震化や災害時に安心できる福祉避難所としての活用に向け働きかけます。

【エネルギー】

（自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）

- 町役場庁舎、図書館など自立・分散型エネルギーシステムの整備を進めており、公共施設の改修または建て替え時には、エネルギーシステムの整備を検討します。

（適切なエネルギー供給のための体制整備）

- 災害発生時に必要な燃料を確保するため、災害時応援協定締結団体と優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施により供給体制の整備を図ります。
- 災害発生における大規模な停電対策として、ライフラインに関する予防対策および応急対策について、県や電力会社等と連携し、効果的かつ迅速に実施するための連携体制の整備を図ります。

【産業】

（中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動（サプライチェーンを含む。）への影響を最小限とするため、小規模事業者支援法改正（令和元年7月施行）に伴い商工会と町が共同で作成した事業継続力強化支援計画に基づき、企業の事業継続力強化計画やBCP 策定・運用につながる実効性のある支援を進めます。

【交通・物流】

（主要幹線道路等ネットワークの整備）☆

- 災害発生により、主要幹線道路網が本町で分断すれば、本町のみならず県全体の経済活動の停滞を招くことから、支援の受入、他府県への支援の中継や他府県の交通拠点へのアクセス性向上のため、国道（国道307号、477号）、名神名阪連絡道路、町道西大路鎌掛線等の主要幹線道路ネットワークの整備について、関係機関と連携し、整備を進めます。

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救

助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、重要物流道路および緊急輸送道路を中心とした道路整備を着実に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕や耐震対策を進めます。

- 冬期における災害発生時の重要物流道路および緊急輸送道路の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、日野東部地区広域農道の点検や維持修繕を行います。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、町道1級路線および基幹道路の整備、改良を計画的に推進します。
- 物資輸送ルートを確保するため、駅などの交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。

（道路斜面对策の推進）☆

- 地震・豪雨等による道路斜面の崩壊を防ぐため、落石や崩土危険箇所での道路防災対策を計画的に進めます。

（道路啓開体制の整備）

- 災害時の通行状況等の情報収集・共有、情報提供などに必要な体制整備を図ります。

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域における防火用水の確保や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を促進します。
- 洪水防止、施設の耐震化、地すべりの発生防止等によって、農地の国土保全機能が維持され、また継続的な営農活動を行う農業者や、末端水利施設を保全管理する地域の共同活動に対する支援、地域資源を活用した都市と農村の交流等の推進により地域コミュニティを維持・活性化し、農地・施設等の保全管理体制を整備するとともに、地域防災力の向上につなげます。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 災害発生時においても、農業集落排水機能の維持を図るため、県と連携し、農業集落排水施設の機能診断を行うとともに、多面的支払い交付金等を活用し、計画的な施設の機能保全対策を推進します。

（ため池の防災対策の推進）

- 決壊した場合に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断を踏まえ地元と協議しながら計画的な改修等を進めます。
- ため池が決壊した場合等に備え、迅速かつ安全に避難できるよう、ハザードマップを活用し、周知・啓発に取り組めます。

（生産活動に対する異常渇水等対策の推進）

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクに対して、生産者が安定生産に向けて適切な対応ができるよう、SNSなどを活用した、迅速かつ広範な情報提供に努めます。また、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための指導体制の構築などに向けて、平時より関係機関との連携に努めます。

【国土保全・土地利用】

（安全な土地利用の促進）

- 災害リスクの高い区域における立地の抑制および同区域外への誘導を県とともに進めます。

（流域治水の推進）☆

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、河川の整備や維持管理など「ながす」対策に加え、森林や農地の集水域における雨水貯留浸透対策の「ためる」対策、浸水被害の回避・軽減のため地域で行う水害に強い地域づくりのための「そなえる」対策を促進します。

（河川の整備）☆

- 河川の整備については、「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」に基づき、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施するよう県に要望していきます。

（ダム操作情報の的確な伝達）

- ダム操作に関わる情報を避難行動へつなげるための連絡網は構築しており、より迅速に情報提供ができるよう努めます。

（浸水対策の推進）☆

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、県と連携して、雨水排水施設の整備によるハード対策と、防災ハザードマップの普及啓発・訓練の実施によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な対策を推進します。広域化・共同化研究会の中で、県と市町の合同による災害支援協定の締結やBCP 計画（浸水害編）の策定等の検討を行います。処理場およびポンプ場で、汚水流下機能や電源供給機能等の施設の優先度を考慮し、浸水防止措置の検討・対策を進めます。

（土砂災害対策の推進）☆

- 災害リスクの周知と早期の警戒避難体制整備を図るため、土砂災害防止法に基づき指定した警戒区域等において、土砂災害リスクの周知など、関係機関が連携して、自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。

（山地災害対策の推進）

- 山地災害防止等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、計画的な除間伐（受光伐）など森林整備の促進と合わせ、ニホンジカの捕獲および被害対策を推進します。
- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、森林境界を明確化するための取組を推進します。
- 治山・森林整備による防災・減災対策として、間伐等の森林整備を促進します。

（鉄道施設の防災機能の強化）

- 地域交通や人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう促進します。

（地籍調査の推進）

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を町防災計画に位置付け、地籍調査の計画的な実施をしていきます。

【環境】

（有害物質等対策の推進）

- 災害発生時に有害物質等の大規模流出・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等に対し防災対策の周知・啓発に努めます。

（浄化槽の管理体制の整備）

- 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制の構築を進めます。また、町内に設置されている浄化槽について、整理していきます。

（災害廃棄物処理体制の強化・充実）

- ごみ・し尿処理は一部事務組合での共同処理となるため、中部清掃組合、八日市布引ライフ組合の耐震化について、適切な対策を講じるよう助言等を行います。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から災害発生に備えて関係機関との連携を図るとともに、組織体制・指揮命令系統の整備や訓練等による計画の実効性を検証する必要があります。

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）☆

- 地域防災力の向上を図るため、防災センターの住民組織等による利用促進を図るとともに、住民や自主防災組織等への出前講座や防災パンフレットの作成・配布、地域の防災リーダーとなる担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

（災害ボランティアの活動支援）☆

- 災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。
災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から町や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

（災害時応援協定を締結する団体等との連携強化）☆

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、災害時応援協定締結団体をはじめ、関係団体等との連絡や情報交換をはじめ、連携体制の強化に努めます。

【老朽化対策】

（公共施設等マネジメント）☆

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修等の時期が集中的に到来することが見込まれることから、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく施設ごとの個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・長寿命化等を計画的に行います。

2 施策分野別事業

施策分野ごとに実施する事業は、別紙3のとおりです。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靱化は、町地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、町地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、その進捗状況を把握します。

3 計画の見直し

町地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

別紙１ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標

１ 直接死を最大限防ぐ

(１)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	--

- 住宅の耐震化率について、H27には、68.7%となっており、特にS55年以前の住宅については、24.9%と極めて低くなっています。耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- 日野町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の安全性を確保しつつ、公共施設等の適正化・維持管理を図る必要があります。
- 防災上、必要と思われる装備資機材等を充実し、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、宅地の耐震診断、耐震化の促進、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。また、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について除却や改修等の耐震対策を進める必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。

(２)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

- 消防署や消防団、自主防災組織と連携して、火災予防の啓発に努めます。
- 出前講座、防災訓練などの機会を活用して地域住民や企業等の自助・共助に関する啓発活動に努めます。
- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策を推進する必要があります。

- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。

(3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
-----	----------------------------------

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増えると予想されており、その場合には浸水被害が発生する可能性があります。「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」による河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等とを併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など平常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域河川における、突発的な集中豪雨などを想定した雨量による避難判断基準の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。
- 本町の平野部人口集中地域で頻発している浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進する必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。
- 出水時において適正に洪水調節を実施するため、既存施設の適切な整備・維持管理・更新を行うことが必要です。また、超過洪水時においても浸水被害の軽減や沿川住民の避難時間の確保のため、柔軟な運用等による機能強化を推進する必要があります。
- 特に異常洪水時防災操作などのダムの諸情報について、住民や関係機関に対し速やかに提供・共有できる仕組みを構築する必要があります。
- 住民等への情報伝達手段として、防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール配信）に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらがメールなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。

(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------

- 本町においては、今後も多数の土砂災害危険箇所において対策を要することから、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める必要があります。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生のおそれがあるため、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進めることが必要です。

(5)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
-----	---------------------

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、平時から、気象台等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予測される時は情報共有を行い、住民に対し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行う必要があります。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から旅行者等の利用者への情報発信を行い帰宅困難者への対策を講じる必要があります。
- 暴風雪や豪雪等による被災状況を迅速に収集・共有を行い、的確な災害警備活動を展開するためには、警察の通信基盤や施設の堅牢化・高度化等を進める必要があります。
- 降雪の影響等の情報の収集を行うための自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保する必要があります。
- 降雪時において、鉄道事業者から利用者に計画運休等、早期の情報提供を行うことにより、列車内での乗客が取り残される事態を回避する必要があります。

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

- 物資輸送ルートを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、輸送経路の水害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 物資輸送ルートを確実に確保するため、駅などの交通拠点、避難所などの防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路、緊急輸送道路、基幹道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化計画に基づき実施し、浸水・停電対策の検討を進める必要があります。
- アセットマネジメント計画や管路耐震化・更新計画に基づき、引き続き上水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。
- 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。
- 防災上特に重要な建築物が、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備やコージェネ

レーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。

(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
-----	----------------------

- 迂回ルート確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

(3)	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	--------------------------

- 地域住民や事業所による協力が必要となることから、自助・共助の取組として実施可能な応急救助・救急活動方法等の啓発を行う必要があります。
- 消防署が実施する消防団や救助隊員に対する知識の高度化や訓練、救急車両の整備拡充、救助資機材の充実強化、広域応援受入れ体制の整備等の支援を行う必要があります。
- 消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るほか、救急救命士の増員の推進を行う必要があります。

(4)	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
-----	-------------------

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する必要があります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から事業所や災害時応援協定締結団体等との連絡や情報交換など連携体制の強化を図る必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に災害時に歩行者や自転車が安全円滑に通行できる自転車歩行者道の整備、代替ネットワークの整備による複数輸送ル

ートの確保を図る必要があります。また、水害対策等を進める必要があります。

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車による避難、帰宅による交通量増加の渋滞に伴う避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。

(5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- 医療施設、福祉施設等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備やライフラインの早期復旧体制の整備を促進する必要があります。
- エネルギー供給のためのインフラが被災した場合、エネルギー供給が不可能となるため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。
- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る必要があります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要となる現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、派遣調整や保健医療資源を適切に配分する必要があります。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、県との医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 支援ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

- 県、医療機関、医師会などの各種団体等の協力や連絡調整を図る必要があります。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止する必要があります。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新をする必要があります。
- 災害時に医療救護所を開設する必要があります。

(6)	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、県（保健所）と連携し、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止する必要があります。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する必要があります。
- 災害関連死を防ぐため、避難所における良好な生活環境を確保する必要があります。

(7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
-----	---

- 災害時に、要支援者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、平時から東近江健康福祉事務所、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長や避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。また、災害発生時は、輸送ルート途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境を確保する必要があります。また、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。

- 災害時の感染症の発生、まん延を防止する必要があります。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する必要があります。
- 県、医療機関、医師会などの各種団体等の協力や連絡調整を図る必要があります。

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修等の時期が集中的に到来することが見込まれることから、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく施設ごとの個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・長寿命化等を計画的に行う必要があります。
- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- 庁舎等の防災拠点、情報通信システム・各種サーバを置く施設および避難所等において電力供給停止に備え、長期電源途絶等に対する対策を検討する必要があります。
- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。また、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を促進する必要があります。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害対策等を推進する必要があります。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の活用、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要があります。

事前に備えるべき目標

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
-----	---------------------------

- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール配信）等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- 防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール配信）を構築し、防災訓練等において活用する必要があります。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を確認し、連絡手段を確保しておく必要があります。
- 非常通信を発信できる機関との協力体制の確立を図る必要があります。
- 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、風水害対策を着実に推進する必要があります。

(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、ホームページ等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。また、平時からインターネットが利用しやすいよう充実させる必要があります。

(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

- 県が実施するJアラートや県防災行政無線等を用いた情報収集、情報伝達訓練に参加しており、より一層の迅速な情報収集・伝達ができるよう取り組む必要があります。
- 通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等の要請を検討します。
- 住民等への情報伝達手段として、防災情報伝達システム（防災無線、防災アプリ、防災メール）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらしがメールなど、多様化に努めているところで

あり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。

- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、町民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知など平常時における水害危険性の周知と雨量・河川水位や河川防災カメラの映像など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、交通安全施設の強靱化、長寿命化を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
-----	------------------------------------

- 物資供給ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を着実に推進する必要があります。
- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動(サプライチェーンを含みます)を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、小規模事業者支援法改正(令和元年7月施行)に伴い、商工会と町が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある支援を促進する必要があります。

(2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
-----	---

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着

実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を着実に進める必要があります。

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。
- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備やライフラインの早期復旧体制の整備を促進する必要があります。

(3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
-----	-------------------

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備が促進される必要があります。

(4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
-----	-----------------------------------

- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を着実に推進する必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要があります。
- 鉄道施設が被災した場合、帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制

整備を図る必要があります。

- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要があります。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要があります。

(5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
-----	------------------------------------

- 郵便物の送達を確保するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

(6)	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

- 食料輸送ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。
- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。

- 想定外の大規模災害等の発生に備え、食料品、生活必需品等の備蓄品の更なる充実、確保を推進するため、新たな災害時応援協定先の検討、住民の家庭内備蓄の啓発等に努めます。
- 大規模災害発生時等においても、農畜産物の安定供給を維持するため、流通拠点や生産基盤施設等の機能保全対策を進める必要があります。

(7)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

- 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを進める必要があります。
- 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、老朽化が進む農業水利施設に対して、長寿命化も含めた対策が必要です。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化計画に基づき実施し、浸水・停電対策の検討を進める必要があります。
- アセットマネジメント計画や管路耐震化・更新計画に基づき、引き続き上水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-----	--

- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備やライフラインの早期復旧体制の整備を促進する必要があります。
- 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合に備え、石油関係団体との災害時応援協定に基づく供給体制の連携強化が必要です。

- 災害発生時に備え、迅速な電力供給のためには、関西電力株式会社との連携強化が必要です。

(2)	上水道の長期間にわたる供給停止
-----	-----------------

- 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化計画や浸水・停電対策の策定に取り組む必要があります。また、応急給水が必要となった場合には、滋賀県水道協会や近隣市町との連携、協力による応急給水対応が必要です。
- アセットマネジメント計画や管路耐震化・更新計画に基づき、引き続き上水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。

(3)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

- 下水道管路については、主要管路を中心に耐震設計による耐震化は一定達成できています。しかし、下水道が破断した場合に、指定避難所では、災害支援協定に基づく「仮設トイレの設置および尿の収集」の支援により、緊急避難してきた町民の方のトイレを確保する必要があります。

(4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
-----	---------------------------------------

- 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保を図る必要があります。
- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要があります。

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。
- 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 鉄道施設が被災した場合、帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 新幹線等が被災した場合、災害ボランティア等の被災地への支援の受入が停滞することから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災情報伝達システムの情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。

(5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
-----	--------------------

- 住民等への情報伝達手段として、防災情報伝達システムに加え、災害情報共有システム（Ｌアラート）、土木防災情報システム、しらがメールなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。

事前に備えるべき目標

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。
- 発災時に迅速な避難行動がとれるよう、指定緊急避難場所、地域避難集合場所を住民に対し一層の周知を図る必要があります。
- 消防署と連携して、出火防止対策や消防力の強化を図る必要があります。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。
- 大規模地震・火災に対応するため、都市機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促していく必要があります。

(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
-----	------------------------

- 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。

(3)	ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-----	---

- 農業用ため池において、想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。このため、地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。

(4)	有害物質等の大規模拡散・流出による町土の荒廃
-----	------------------------

- 有害物質等の大規模拡散等の突発重大事故が発生した場合は、関係機関と連携して情報の収集に当たり、救急医療、救助、その他応急対策を実施する必要があります。事故現場の危険性が高いと判断した場合には、警察等と協力して現場周辺の立入禁止措置を実施するなど、周辺住民等の安全確保ができるよう、必要な措置を講じる必要があります。

(5)	農地・森林等の被害による地域の荒廃
-----	-------------------

- 集中豪雨の発生頻度の増加、放置された里山の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生を防ぐため、計画的な除間伐など森林整備の促進とニホンジカ対策を進める必要があります。
- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、森林境界を明確化するための取組を実施する必要があります。
- 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

- ごみ・し尿処理は一部事務組合での共同処理となるため、中部清掃組合、八日市布引ライフ組合の耐震化について、適切な対策を講じるよう助言等を行う必要があります。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から災害発生に備えて関係機関との連携を図るとともに、組織体制・指揮命令系統の整備や訓練等による計画の実効性を検証する必要があります。

(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。また、ボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性の高いボランティア（プロボノ）との連携について検討を進める必要があります。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、町民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める必要があります。
- 地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承を困難とするため、文化財に対する理解者のすそ野を広げ、有形・無形の文化財がより多くの人に支えられるような環境を作る必要があります。
- 文化財の被災に備え、文化財行政の体制整備や文化財の修復技術の伝承が必要です。
- 資料館（近江日野商人館、近江日野商人ふるさと館）の展示・収蔵方法を点検し、展示・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要があります。また、災害時における被害状況を迅速に把握するため、有形・無形の文化財を調査・記録しておく必要があります。

(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 災害発生時における被災者の住まいの確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるようマニュアルを整備する必要があります。
- 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。このため町の防災計画に地籍調査を位置付けて緊急度を高めるとともに、出前講座などの啓発活動により認知度を高めて地籍調査の推進を図る必要があります。

(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
-----	--

- 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

【行政機能／消防等】

＜行政機能＞

重要業績指標	現況	目標
ひのメール・防災アプリ・戸別受信機の設置により防災情報入手が可能な世帯数	ひのメール登録者数 3,828人（R5） 防災アプリ登録者数 4,567人（R5） 戸別受信機設置数 545人（R5）	全世帯（R11）

＜消防等＞

重要業績指標	現況	目標
消防団員の団員数	185人（R6）100%	185人（R11）

【住宅・都市】

重要業績指標	現況	目標
住宅の耐震化率	68.7%（H27）	95%（R11）
特定既存不適格建築物の耐震化率	89.8%（H27）	95%（R11）
上水道管路の耐震化率	6.4%（R5）	11.9%（R10）

【交通・物流】

重要業績指標	現況	目標
生活や未来を支える強靱な社会インフラの整備・道路整備延長	2.5km（H28～R6 累計）	3.5km（H28～R11 累計）
橋梁長寿命化修繕計画に基づく対策実施数	42か所（R6 累計）	47か所（R11 累計）

【農林水産】

重要業績指標	現況	目標
農業集落排水処理施設の機能診断実施処理区数	全9処理区	継続して実施

【国土保全・土地利用】

重要業績指標	現況	目標
町内におけるニホンジカの年間捕獲頭数	416 頭 (R5)	450 頭 (R7) ※2市2町広域協で設定の数値
地籍調査実施地区数	8地区 (R6)	11地区 (R11)

【環境】

重要業績指標	現況	目標
災害廃棄物処理計画の策定	100% (R6)	100% (R11)

【リスクコミュニケーション】

重要業績指標	現況	目標
日野町防災士育成支援	20人 (R6)	20人 (R11)

別紙 3 施策分野別事業一覧

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震対策)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
木造住宅耐震診断員派遣事業費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	
木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	
木造住宅耐震改修等事業費補助事業 (ブロック塀等耐震対策を含む) (住宅・建築物安全ストック形成事業)	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	
既存民間建築物耐震診断補助事業	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	

(空き家対策)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
空き家対策事業	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	

(下水道施設の防災対策の推進)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
下水道事業(未普及対策等)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	上下水道課	

【交通・物流】

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
(1)西大路鎌掛線 西大路・鎌掛工区(全体計画)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築 全体事業費43.0億円
(1)西大路鎌掛線 2工区	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築 全体事業費33.0億円
町道奥之池線	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築 全体事業費3.0億円
町道石原鳥居平線	日野町	国土交通省	令和7年度完了	建設計画課	舗装修繕
町道南部線	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	舗装修繕
町道工業団地4号線	日野町	国土交通省	令和10年度完了	建設計画課	舗装修繕
町道工業団地1号線	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	舗装修繕
町道工業団地2号線	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	舗装修繕

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
(1)西大路鎌掛線 西大路・鎌掛工区(全体計画)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築、再掲
(1)西大路鎌掛線 2工区	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築、再掲
町道奥之池線	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築、再掲
団体営土地改良事業 (団体営農道整備事業)	日野町	農林水産省	随時	農林課	

(道路斜面对策の推進)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
(1)西大路鎌掛線 西大路・鎌掛工区(全体計画)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築、再掲
(1)西大路鎌掛線 2工区	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	道路改築、再掲

【農林水産】

(農業集落排水施設の機能保全)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
農業集落排水事業	日野町	農林水産省	毎年	上下水道課	

(ため池の防災対策の推進)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備 考
団体営農地防災事業	日野町	農林水産省	随時	農林課	

【国土保全・土地利用】

(浸水対策の推進)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
下水道事業(浸水対策)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	上下水道課	

(地籍調査の推進)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
地籍調査事業	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	

【老朽化対策】

(公共施設等マネジメント)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
橋梁点検、長寿命化計画策定	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	点検業務
町道安土線(安土橋)	日野町	国土交通省	令和7年度完了	建設計画課	橋梁修繕
町道迫谷線(迫橋)	日野町	国土交通省	令和7年度完了	建設計画課	橋梁修繕
町道村井奥師線(西の口橋)	日野町	国土交通省	令和8年度完了	建設計画課	橋梁修繕
河原鳥居平線(河原橋)	日野町	国土交通省	令和8年度完了	建設計画課	橋梁修繕
神前谷中畑線(無名橋47)	日野町	国土交通省	令和9年度完了	建設計画課	橋梁修繕
町道大窪音羽線(無名橋62)	日野町	国土交通省	令和9年度完了	建設計画課	橋梁修繕
鎌掛深山口線(西の宮橋)	日野町	国土交通省	令和10年度完了	建設計画課	橋梁修繕
中道線(無名橋48)	日野町	国土交通省	令和10年度完了	建設計画課	橋梁修繕
西大路鎌掛線(高橋)	日野町	国土交通省	令和11年度以降完了	建設計画課	橋梁修繕
都市公園安全・安心対策事業 (公園施設長寿命化対策事業)	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	
都市公園安全・安心対策事業 (公園施設長寿命化計画策定調査)	日野町	国土交通省	毎年	建設計画課	
町立小中学校等施設改修事業	日野町	文部科学省	令和11年度以降完了	教育委員会事務局 学校教育課	
町有施設の老朽化対策事業(長寿命化対策事業・更新・改修事業)(建築物)	日野町	—	毎年	総務課・各担当課	